

令和元年度

備前市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和2年8月

備前市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された令和元年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和元年度の備前市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和2年8月

備前市監査委員 大 森 浩 二

同 尾 川 直 行

目次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	審査の種類	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	2
第6	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
(2)	個別意見	5
ア	決算書等の表示が適正でないもの	5
(ア)	歳入に係る会計年度所属区分が適正でないものについて	5
(イ)	年度末の物品購入事務に係る会計年度所属区分が適正でないものについて	6
(ウ)	不適正な事故繰越について	8
(エ)	財産に関する調書の表示が適正でないもの	9
イ	予算の執行等が適正でないもの	10
(ア)	支出負担行為事務の適正化について	10
3	決算の概要	12
(1)	概要	12
(2)	財政収支の状況	13

(注)

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・負数

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年備前市監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和元年度備前市一般会計

令和元年度備前市国民健康保険事業特別会計

令和元年度備前市土地取得事業特別会計

令和元年度備前市三石財産区管理事業特別会計

令和元年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計

令和元年度備前市浄化槽整備事業特別会計

令和元年度備前市後期高齢者医療事業特別会計

令和元年度備前市介護保険事業特別会計

令和元年度備前市飲料水供給事業特別会計

令和元年度備前市宅地造成分譲事業特別会計

令和元年度備前市駐車場事業特別会計

令和元年度備前市企業用地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により備前市長から審査に付された、令和元年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和元年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類が、関係法令に準拠して作成されているか、計数等が正確であるか、かつ、予算の執行状況が適正であるかについて、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することにより審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：令和2年7月16日から同年8月20日まで

第6 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、おおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、個別事項に記載した内容については、審査の結果に影響を与えるほどの重要なものではなかった。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

備前市の令和元年度決算は、一般会計、各特別会計を合わせた総額で、歳入計324億6986万余円、歳出計311億9581万余円となっている。

一般会計については、歳入231億4175万余円、歳出222億9791万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、8億4383万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源7446万余円を差し引いた実質収支は、7億6936万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の22.2%を占める市税については、収入済額が51億3812万余円（調定額に対する収入済額の割合95.9%）となっており、平成30年度と比べ8631万余円の増加となっている。これは、市内主要企業の業績が好調であったことなどによる法人市民税の増加及び企業の設備投資による償却資産等の増加によるものが主な要因である。また、令和元年度における市税の収入未済額については、2億892万余円となっており、平成30年度と比べ293万余円の減少となっている。コンビニ収納の導入、差押え等収納対策に尽力していることなどにより、年々収納未済額が減少していることから、引き続き、より効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算額234億5023万余円に対し、支出済額は222億9791万余円（執行率95.1%）となっており、ここから翌年度繰越額2億546万余円を差し引いた不用額が9億4684万余円となっている。平成30年度と比べ増減額が最も大きかったものは、総務費の26億2679万余円の増加で、その主な要因は、新庁舎整備事業が行われたことなどによるものである。

備前市の令和元年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.444となっており、平成30年度と比べ0.005ポイント上昇しているものの、全国平均の指数と比較するとこれを下回っている。また、経常収支比率については、97.1%であり、平成30年度と比べ2.0ポイント上昇しており、財政の硬直化がより進行していることから、経常的経費の削減に努めるなど、さらなる改善を図る必要がある。

令和元年度の決算審査においては、市の年度末の予算の執行状況に着目したところ、令和2年度予算により支出しなければならないにもかかわらず、物品が令和元年度に納品されたものとして令和元年度予算で支出する、いわゆる翌年度納入という事態が見受けられた。

また、財産に関する調書の記載が誤っている事態や、事故繰越の繰越要件を満たしていない事態などが見受けられた。

このように、職員が、事実と異なる納品日とするような不適切な行為を行っていることや、法

令等を理解しないまま事務を行っていることを、市は、組織全体の問題として認識したうえで検証し、再発防止を図るとともに、法令等を遵守して適正に事務を執行することが重要である。

そのうえで、市はチェック体制を強化する、法令等を守るように指導するなどの一般的な対応だけでなく、必要に応じ法令の範囲内で例規や手順等を見直すことで、職員が誤りなく業務が実施できる環境を構築することが重要である。また、市は、その環境を常に検証するための体制も構築する必要がある。

最後に、人口減少・超高齢化社会の進展による社会環境の変化を考えると、備前市では、今後の財政状況は厳しくなっていくことが見込まれる。

市は、「教育のまち備前」を将来像とし、市民生活の向上や市内経済を支える取り組みを実施している。市が掲げる将来像を実現するためにも、施策の推進と財政の健全性の維持の両立に向け、中・長期的な視点に立ち、財政状況が厳しくなる前に、過去にとらわれることなく施策・事業の選択と集中を実施することにより財政基盤を強化する必要がある。

そして、財政基盤の強化とともに、経営戦略を事業ごとに策定し経営基盤の強化を図るなど、持続可能な財政運営に取り組むことが必要である。

(2) 個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

(ア) 歳入に係る会計年度所属区分が適正でないものについて

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)では、歳入の会計年度所属区分が規定されており、随時の収入で、納入通知書又は納税の告知に関する文書(以下「通知書等」という。)を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度とされている。また、備前市会計規則(平成17年備前市規則第57号)によれば、歳入しようとするときは、調定をしなければならないとされている。

備前市移住体験住宅実施要綱(平成27年備前市告示第37号)は、移住を希望している者に、移住体験住宅(以下「住宅」という。)を1日につき1,000円で貸与している。そして、住宅を利用しようとする者は、利用開始10日前までに申請書を提出し、市が利用許可を行い、通知書等を発送することとなっている。

しかし、市は、利用許可を行ったときは、利用期間全体に係る通知書等を発送し、調定しなければならないにもかかわらず、会計年度が2会計年度にわたる申請のときは、表1のとおり、各年度に調定を分割して、通知書等を発送し、利用料を納付させていた。

表1 歳入における会計年度所属区分の状況

利用期間	本来の調定年度 及び調定金額	平成30年度 調定金額	令和元年度 調定金額	令和2年度 調定金額
平成31年3月31日～ 平成31年4月12日(13日間)	平成30年度 13,000円	1,000円	12,000円	
令和2年3月23日～ 令和2年4月7日(16日間)	令和元年度 16,000円		9,000円	7,000円

このように、本来、通知書等を発した日が会計年度所属区分になるにもかかわらず、各年度に調定を分割し、納付させていたことは、令和元年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

このような事態が生じたのは、法令に従って、会計事務を適正に執行するということの認識が十分でなかったことなどによると認められる。

(イ) 年度末の物品購入事務に係る会計年度所属区分が適正でないものについて

市の歳出事務は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、備前市会計規則(平成17年備前市規則第57号。以下「規則」という。)等に基づき行うこととなっている。

施行令では、歳出の会計年度所属区分が規定されており、物件購入等、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされている。また、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされており、規則では、物品の購入等を行ったときは、納品書その他会計管理者が適当と認める書類に検収しなければならないとされている。

令和元年度の一般会計、各特別会計の決算審査に当たり、出納整理期間となる令和2年4月及び5月の支出について令和2年度の予算執行も含む消耗品購入費に関するものから、インターネット等で物品等を発注し、納品を受けることができる業者(以下「ネット通販業者」という。)へ発注した可能性があるものを審査したところ、表2のとおり、支出における会計年度所属区分が誤っているものが5件見受けられた。

表2 支出に係る会計年度所属区分が適正でないもの

令和元年度予算から支出したもの

NO.	所属名	款名	項名	件名	支出金額	本来支出すべき年度	
						令和元年度	令和2年度
1	片上小学校	教育費	小学校費	アルテイスホーム(ミシン系) 外	55,951円	22,223円	33,728円
2	東鶴山小学校	教育費	小学校費	ゴム手袋 外	14,336円	5,860円	8,476円
合計					70,287円	28,083円	42,204円

令和2年度予算から支出したもの

NO.	所属名	款名	項名	件名	支出金額	本来支出すべき年度	
						令和元年度	令和2年度
1	伊里中学校	教育費	中学校費	クリップ吊下げ名札	1,382円	1,382円	
2	吉永中学校	教育費	中学校費	トイレトペーパー 外	13,577円	10,357円	3,220円
3	三石小学校	教育費	小学校費	ラミネートフィルム 外	19,876円	11,646円	8,230円
合計					34,835円	23,385円	11,450円

このうち、物品が令和2年度に納品されているにもかかわらず、実際の納品日より前の日付を検収日として記載するなどにより、物品が令和元年度に納品されたとして令和元年度予算により支出していたものが2件42,204円見受けられ、その事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

片上小学校は、ネット通販業者へ令和2年3月25日までに発注した物品について、一部同年4月1日

から4月3日までの納品となっていたにもかかわらず、3月中に納品され検収したこととして令和元年度予算により33,728円支出していた。

そして、支出の際には、ネット通販業者から届く請求書ではなく、ネット通販業者が定めた担当販売店が別に作成する請求書で支払っており、令和2年4月1日以降に納品された物品については、請求日の記載を3月26日、27日と記載するよう依頼していた。

また、物品が令和元年度に納品されているにもかかわらず、実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が令和2年度に納品されたこととして、令和2年度予算により支出していたものが3件23,385円見受けられ、その事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

吉永中学校は、ネット通販業者への令和2年3月24日から4月8日までに発注した物品について、ネット通販業者から届いた請求書ではなく、ネット通販業者が定めた担当販売店が作成する4月10日付けの請求書で支払っており、その際、年度ごとに支出することなく、すべて4月10日に納品され検収したこととして令和2年度予算により13,577円支出していた。しかし、このうち3月24日から27日までの発注分10,357円については、3月31日までに納品を受け、同時に検収を行ったものであった。

上記の他、審査の過程で、ネット通販業者から届く請求書1枚とネット通販業者が定めた担当販売店が作成した複数枚の請求書を精査したところ、表2以外の部署において、ネット通販業者が定めた担当販売店が作成した請求書の一部が令和元年度と令和2年度で重複して請求され、支払われており、令和2年度予算により5,368円を誤って支出した事例が見受けられた。その一因としては、請求書の分割等により支払うべき金額と納品のあった物品との照合・確認が不十分になったことが考えられる。

このように、特定の日付を指定して請求書を作成させたことや、納品された日と異なる日に納品されたとして処理することにより、歳出の会計年度所属区分を実際と異なる年度で処理していたことは、法令等に違反しており、令和元年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

このような事態が生じたのは、予算の執行残があるうちはできるだけ使い切ろうとする意識が法令を遵守しなければならないという意識より優先されていたことにあると認められる。

また、納品された日と異なる日付での検収が容易に可能であったことや請求書を分割することにより重複した請求を確認できないまま支払っていたことなど、検収事務の形がい化や不適正な事務処理が行われたことについて検証し、再発防止を図る必要があると認められる。

(ウ) 不適正な事故繰越について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）では、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものは、翌年度に繰り越して使用することができる（以下「事故繰越」という。）とされている。また、備前市会計規則（平成17年備前市規則第57号。以下「会計規則」という。）は、契約を締結するものについては、契約を締結するときに支出負担行為として整理することとなっている。

備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号）は、契約書の作成は、契約金額が100万円未満の場合は契約書の作成を省略して請書を徴することができ、契約金額が30万円未満の契約（工事の請負契約を除く。）にあつては見積書をもって請書に代えることができるとされている。

令和元年度の事故繰越について、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものか確認したところ、次のような事態が見受けられた。

<事例1>

農政水産課は、有害鳥獣処理施設修繕としてモーターの故障を修繕するに当たり、令和元年度中に30万円以上の見積書を徴取していた。

しかし、農政水産課は、会計規則により、令和元年度に支出負担行為を行い、契約を締結すべきだったにもかかわらず、支出負担行為を行わないまま368,170円を事故繰越ししていた。

<事例2>

保健課は、新型コロナウイルス感染症対策用品購入に当たり、複数の30万円未満の見積書により、物品を発注したとして864,000円を事故繰越ししていた。

しかし、事故繰越をするということは、発注先の事業者、納品される物品が契約により決定されているということにもかかわらず、保健課は、一部物品が発注時より安価になったとして、その残額を利用し、発注していた事業者とは異なる事業者から、見積書と異なる物品41,580円分を発注し、支出していた。

したがって、事故繰越は、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものであるにもかかわらず、支出負担行為として整理すべき時期に支出負担行為を行っていなかったり、異なる事業者から納品物が納品されたりしていることは、令和元年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

このような事態が生じたのは、法令に従って、会計事務を適正に執行するということの認識が欠けていたことなどによると認められる。

(エ) 財産に関する調書の表示が適正でないもの

市は、決算に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。財産調書については、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）において様式が規定されており、このうち、土地及び建物については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

令和元年度の財産調書について審査したところ、建物の決算年度中増減高において、行政財産における本庁舎の中筋駐車場車庫・倉庫新設（236.41㎡増加）、公共用財産のその他の施設の吉永幼稚園園舎等解体（847.0㎡減少）、香登認定こども園増築（145.29㎡増加）などが計上されていない状況となっていた。

これらの誤りを訂正すると、建物の決算年度中増減高については、延面積計の合計の欄が3,702㎡から、465㎡減少することとなる。

このように建物の増減高が正しく計上されておらず、令和元年度の財産調書の表示の一部が適正でないと認められる。

昨年度の一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書でも述べたとおり、財産調書は、市の所有する財産の現在高等が議会に報告され、市民に対して財産の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、正確に記録することは、極めて重要である。

それにもかかわらず、3年連続して財産調書に誤りが発見されていることから、市は、職員等に対し、財産管理の重要性を改めて周知徹底を図るとともに、財産調書の作成に当たっては、複数部署において確認することや、財産に関する情報のデータベース化を検討することなど財産に関する情報を適切に管理できる体制に改善する必要がある。

イ 予算の執行等が適正でないもの

(ア) 支出負担行為事務の適正化について

市の歳出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）、備前市会計規則（平成17年備前市規則第57号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととなっている。

法では、市の支出の原因となるべき契約その他の行為を支出負担行為としており、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。

規則によると、市長は、支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為の内容を示す書類（以下「支出負担行為決議書」という。）を作成し、会計管理者にその旨を通知しなければならないとしている。そして、会計管理者は、市長から支出負担行為決議書の送付を受けたときは、法令等に違反していないか、契約締結方法等は適正であるかなどを審査し、適正と認めるときは、支出負担行為の確認をしなければならず、不適当と認めるときは、理由を付して返付しなければならないとされている。

また、支出負担行為として整理し、確認を受ける時期は、契約の締結については契約を締結するときに、補助金等については交付決定したときなどと定められている。そして、市が作成した「備前市業務フロー」などによると、契約を行うときは、契約書又は請書の案を付し、支出負担行為決議書を作成し、決裁を受け、会計管理者の確認を経た後に、契約書等に押印をすることとなっている。ただし、30万円未満であれば、支出負担行為決議書によらない起案書によることができ、補助金等においても同様のこととなっている。なお、昭和38年自治省通知によると、会計管理者の確認の時期については、支出負担行為の段階において行うことが望ましいとされている。

そこで、令和元年度における伝票データのうち、支出負担行為決議書1,159件を抽出し審査したところ、支出負担行為決議書を作成しなければならない日から60日以上遅延して処理が行われたと認められるもの（以下「起票遅延」という。）が、表3のとおり、28件64,879,560円見受けられた。

起票遅延28件のうち、会計年度として定められた令和2年3月31日を超え、出納整理期間である令和2年4月1日以降に作成されたと認められるものが2件891,890円見受けられ、その事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

吉永総合支所管理課は、令和元年度に吉永地区財産区管理委託料として445,890円支出している。当該契約は、起案書による決裁を受け、契約締結していたもので、支出負担行為決議書の作成、決裁、会計管理者の確認を受けることなく、契約締結されていた。その結果、当該事業が完了し、令

和2年4月に請求書が提出された後、支出負担行為決議書を平成31年4月1日に1年以上遡り作成していた。

このように、法は、支出負担行為とは、市の支出の原因となるべき契約その他の行為としており、規則は、契約を締結するときに支出負担行為として整理することとなっているにもかかわらず、市は、法に基づく支出負担行為をすることなく、その内部事務の過程の一つである起草書において決裁をした後に、契約を締結しているものがあつた。

したがって、契約の締結をした後に、支出負担行為決議書を遡って作成したとしても、実際に決裁された日までの期間は法令に違反していたものと認められる。なお、このような状況は、交付決定したときに支出負担行為として整理するものも同様であると認められる。

このような事態が生じたのは、契約を締結する職員が、支出負担行為に関する法令等の認識が欠けていたこと、「備前市業務フロー」が有効に活用されていなかったことなどによると認められる。

さらに、今回の審査で財務会計システムの伝票データを確認したところ、支出負担行為決議書の作成日を本来作成すべき日まで遡っていると同時に、財務会計システム上で会計管理者が確認し確定させた日までも本来作成すべき日まで遡っていた。

このように財務会計システムの伝票データを確定させる日を安易に遡る状況は、支出負担行為に関する確認事務を形がい化させることになることから、市は、支出負担行為手続きに関する問題点を検証して適正な事務ができるように検討する必要があると認められる。

表3 支出負担行為決議書の作成が60日以上遅延されたと認められるもの

No.	所属名	件名	金額
1	税務課	地方税電子申告サービス業務委託	158,577円
2	市民協働課	備前市コミュニティ助成事業補助金	2,100,000円
3	環境課	自家用電気工作物保安管理業務委託(公共施設)備前斎場・日生斎場分	203,100円
4	環境課	自家用電気工作物保安管理業務委託(公共施設)クリーンセンター備前分	393,160円
5	環境課	自家用電気工作物保安管理業務委託(公共施設)備前市衛生センター分	166,760円
6	環境課	平成31年度環境衛生活動推進事業補助金	2,244,000円
7	保健課	備前市のら猫不妊手術及び去勢手術事業助成金	500,000円
8	介護福祉課	生活支援コーディネーター設置業務委託	4,999,860円
9	介護福祉課	備前市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業	2,995,000円
10	地域福祉連携課	備前市移動販売サービス事業補助金	1,500,000円
11	地域福祉連携課	令和元年度高齢者健康づくり事業補助金	1,000,000円
12	地域福祉連携課	令和元年度老人クラブ活動補助金	3,750,000円
13	地域福祉連携課	備前市社会福祉協議会補助金	29,284,000円
14	地域福祉連携課	平成31年度高齢者憩いの場運営事業補助金	1,230,000円
15	農政水産課	備前市鳥獣被害対策協議会補助金	1,658,000円
16	都市住宅課	備前市木造住宅耐震改修事業費補助金	422,000円
17	都市住宅課	備前市木造住宅耐震改修事業費補助金	470,000円
18	都市住宅課	住宅リフォーム事業費補助金	400,000円
19	建設課	市道頭島1号線道路改良工事に伴う支障移転補償	2,816,573円
20	吉永総合支所管理課	平成31年度八塔寺ふるさと村運営協議会助成金	450,000円
21	吉永総合支所管理課	吉永地域公民館・旧備前市子育て交流センター土地賃借料	602,788円
22	吉永総合支所管理課	吉永総合支所駐車場・吉永地域公民館土地賃借料	530,412円
23	吉永総合支所管理課	吉永地区財産区管理委託料	445,890円
24	幼児教育課	私立保育園施設整備補助金	5,000,000円
25	文化振興課	特別展「獅子十六面相」主催事業広告費	500,000円
26	社会教育課	自家用電気工作物保安管理業務委託(公共施設)地区公民館分	122,040円
27	社会教育課	平成31年度業務システムパソコン更新	491,400円
28	社会教育課	備前市自治公民館・集会所等施設整備事業補助金	446,000円
		合計	64,879,560円

3 決算の概要

(1) 概要

令和元年度当初予算では、選択と集中による限られた財源の重点的かつ効率的な配分、行政サービスの維持向上を念頭において、新庁舎整備事業などの投資的事業のほか、引き続き「第2次備前市総合計画」及び「備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく教育、子育て支援、人口減対策などの事業を実施することとしており、主な事業は、新庁舎整備事業や日生幼保一体型施設整備事業などとしていた。また新規事業としては、立地適正化計画策定事業や「家でも学校でもない第三の居場所」整備事業などとなっていた。

そして、引き続き厳しい財政状況が続くとして、不足する一般財源は、財政調整基金の取崩しにより収支の均衡が図られていた。

令和元年度の備前市一般会計、各特別会計の決算額は、表4のとおりとなっている。

表4 会計別決算額

(単位：円)

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	23,141,750,444	22,297,919,567
国民健康保険事業特別会計	4,265,489,402	4,150,785,183
土地取得事業特別会計	5,464,164	699,713
三石財産区管理事業特別会計	5,445,017	3,105,624
三国地区財産区管理事業特別会計	7,407,282	1,303,605
浄化槽整備事業特別会計	21,888,478	19,298,032
後期高齢者医療事業特別会計	596,475,680	584,750,004
介護保険事業特別会計	4,126,749,855	3,931,669,280
飲料水供給事業特別会計	31,552,249	22,702,906
宅地造成分譲事業特別会計	33,235,433	31,162,900
駐車場事業特別会計	21,804,255	16,257,203
企業用地造成事業特別会計	212,604,186	136,158,659

(2) 財政収支の状況

財政収支の状況は、表5のとおり、歳入総計324億6986万余円（予算対比98.5%）、歳出総計311億9581万余円（予算対比94.6%）となっている。一般会計については、歳入231億4175万余円、歳出222億9791万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、8億4383万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源7446万余円を差し引いた実質収支は、平成30年度と比べ1億5714万余円（25.7%）増加し、7億6936万余円となっている。

特別会計については、備前市国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の歳入総額は93億2811万余円、歳出総額は88億9789万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は4億3022万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源6710万余円を差し引いた実質収支は、平成30年度と比べ6294万余円（14.8%）減少し、3億6311万余円となっている。

表5 財政収支の状況

（単位：円、%）

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	23,141,750,444 11.5	22,297,919,567 11.7	843,830,877 7.0	74,468,598 △ 57.8	769,362,279 25.7
特 別 会 計 合 計	9,328,116,001 △ 8.0	8,897,893,109 △ 8.4	430,222,892 1.0	67,108,690 皆増	363,114,202 △ 14.8
総 計	32,469,866,445 5.1	31,195,812,676 5.2	1,274,053,769 4.9	141,577,288 △ 19.8	1,132,476,481 9.1

（注）上段は決算額、下段は対前年度増減率である。

予算に対する執行率

（単位：円、%）

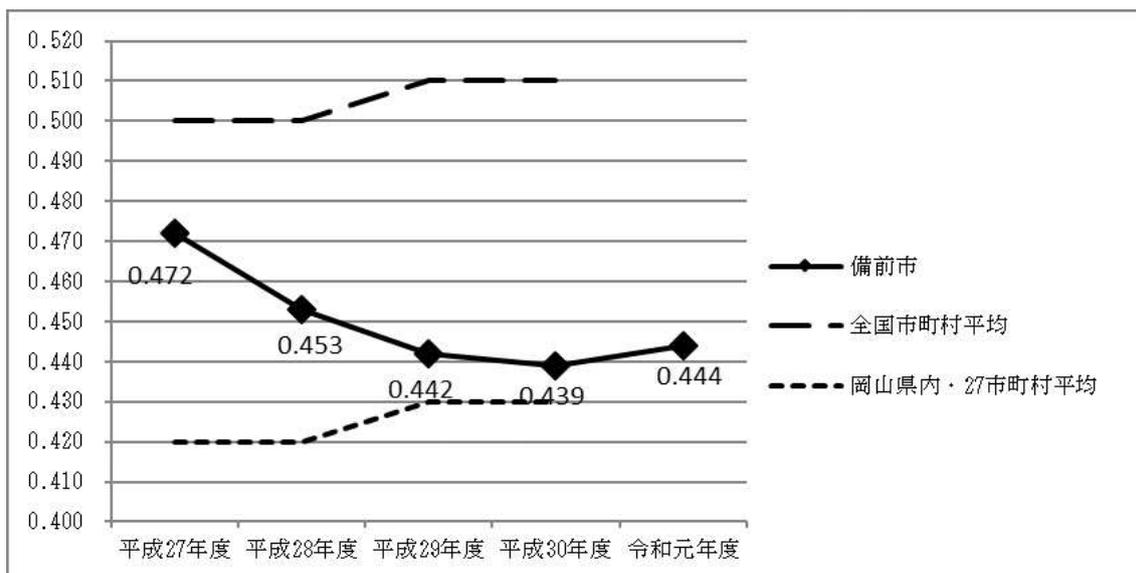
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	23,450,232,440	98.7	95.1
特 別 会 計 合 計	9,530,041,000	97.9	93.4
総 計	32,980,273,440	98.5	94.6

（参考）平成30年度の状況

（単位：円）

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	20,745,841,900	19,957,119,415	788,722,485	176,500,440	612,222,045
特 別 会 計 合 計	10,136,259,828	9,710,205,595	426,054,233	0	426,054,233
総 計	30,882,101,728	29,667,325,010	1,214,776,718	176,500,440	1,038,276,278

図1 財政力指数の推移

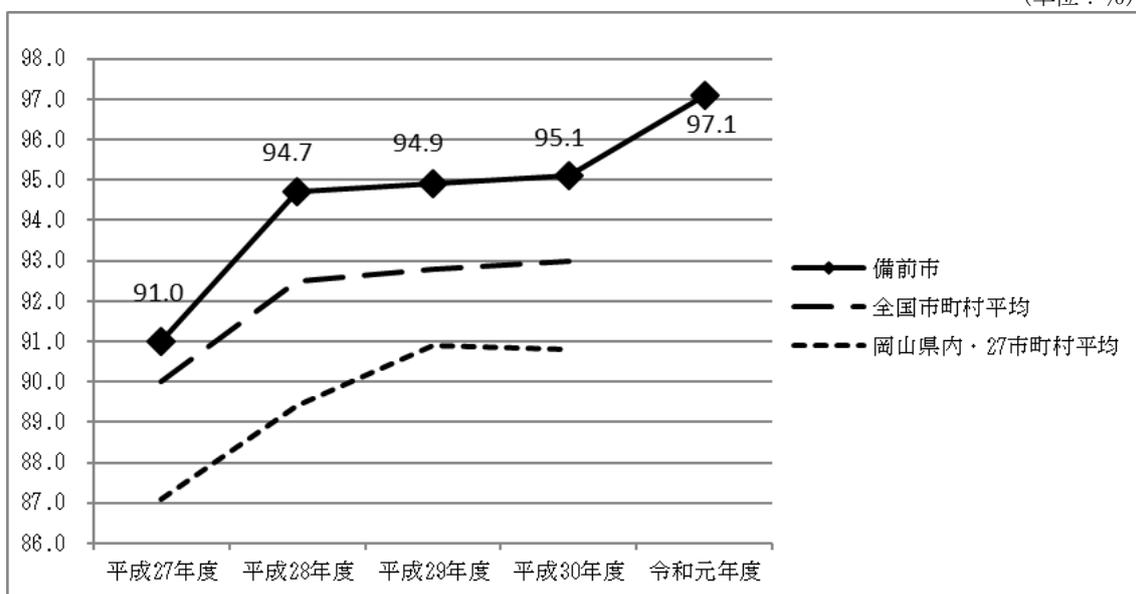


(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和元年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移

(単位：%)



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和元年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。

